

ハラスメントに関する相談件数等について（令和7年度）

狛江市では、狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例第11条第2項及び狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、ハラスメントに関する相談件数等を年に1度公表します。
条例の対象となる相談者は、市職員（常勤・非常勤問わず全ての職員）ですが、行為者は、特別職（市長・副市長・教育長）及び市議会議員を含みます。
令和7年度の内容については、以下のとおりです。

（1）ハラスメントに関する相談件数（カッコ内は相談者から市への対応の求めにより対応した件数）

ハラスメントの種別	相談件数		
	内部相談窓口	外部相談窓口	合計
セクシュアル・ハラスメント	1件 (1件)	1件 (0件)	2件
パワー・ハラスメント	6件 (0件)	7件 (5件)	13件
モラル・ハラスメント	0件	—	0件
マタニティ・ハラスメント	0件	0件	0件
その他ハラスメント	0件	2件 (1件)	2件
その他（ハラスメントに含まれない問題）	0件	6件 (0件)	6件
合計	7件	16件	23件
参考：令和6年度相談件数	10件	30件	40件

※ハラスメントの種別の分類は、相談者の申し出によるものです。

※外部相談窓口については、モラル・ハラスメントに関する項目がありません。

※実際の相談件数は17件でした。1件の相談が複数の種別に該当する場合、それぞれに計上されるため、合計は延べ23件となっています。

※相談者から市への対応の求めがあったものに対する職員課の対応内容としては、手続きについての説明、周囲への聞き取り、相談者から見た相手方への注意等です。

（2）狛江市ハラスメント苦情処理委員会の開催回数

開催回数	開催日
1回（相談件数等の定期報告）	令和7年7月8日

（3）ハラスメントに起因する懲戒処分の有無及び処分内容

懲戒処分の有無	処分内容
無	—